三　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
イ　当該判定事業年度開始の時において当該書類を提出する者の特殊関係者に該当する者（非居住者又は外国法人に限る。以下この号において同じ。）がある場合　当該該当する者の氏名又は名称及び国外にある住所等並びにその者が当該判定事業年度開始の時において当該書類を提出する者の特殊関係者に該当する事情
ロ　当該判定事業年度開始の時において当該書類を提出する者の特殊関係者に該当する者がない場合　その旨
四　その他参考となるべき事項

第三条の十九を第三条の二十とし、第三条の十八の次に次の一条を加える。

（振替社債等の利子の課税の特例）

第三条の十九　法第五条の三第一項第一号に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とし、同号に規定する財務省令で定める場所は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所とする。

一　国内に居所を有する非居住者　当該非居住者の居所地
二　所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者（前号に掲げる者を除く。）　当該非居住者の国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上あるときは、そのうち主たるものとする。）の所在地
三　所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者（第一号に掲げる者を除く。）　当該非居住者の国外にある住所地又は居所地
四　法人税法第四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人　当該外国法人の同法第十七条第一号に規定する事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上あるときはそのうち主たるものとし、当該外国法人が会社法第九百三十三条第一項又は民法第三十七条第一項の規定による登記をしているときは当該登記をしている事務所、事業所その他これらに準ずるものとする。）の所在地

2　法第五条の三第一項第一号に規定する書類（以下この項及び第五項第二号において「非課税適用申告書」という。）に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該非課税適用申告書を提出する者の氏名又は名称（当該非課税適用申告書を提出する者が法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第二項に規定する適格外国証券投資信託（以下この号及び次項第一号において「適格外国証券投資信託」という。）の受託者である場合にあっては、当該受託者の氏名又は名称及びその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）及び住所（当該非課税適用申告書を提出する者が前項各号に掲げる者である場合にあっては、当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所。次項第一号及び第七項第一号において「住所等」という。）
二　当該非課税適用申告書を提出する法第五条の三第一項に規定する特定振替機関等（以下この条において「特定振替機関等」という。）又は法第五条の三第四項第五号に規定する適格外国仲介業者（以下この条において「適格外国仲介業者」という。）から同項第七号に規定する振替記載等（次項第三号及び第四項第一号において「振替記載等」という。）を受けている法第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）の利子につき法第五条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨
三　前号に規定する特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所（次項第二号及び第四項第二号において「営業所等」という。）又は前号に規定する適格外国仲介業者の特定国外営業所等（法第五条の三第四項第六号に規定する特定国外営業所等をいう。次項第二号及び第四項第一号において同じ。）の名称及び所在地
四　当該非課税適用申告書を提出する者が前項第一号又は第二号に掲げる非居住者である場合には、当該非居住者の国外にある住所地又は居所地
五　当該非課税適用申告書を提出する者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所。次項第六号及び第四項第四号において同じ。）
六　当該非課税適用申告書を提出する者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所。次項第六号及び第四項第四号において同じ。）
七　その他参考となるべき事項

3　法第五条の三第一項第二号に規定する書類（以下この項において「所有期間明細書」という。）に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該所有期間明細書を提出する者の氏名又は名称（当該所有期間明細書を提出する者が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあっては、当該受託者の氏名又は名称及びその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）及び住所等
二　当該所有期間明細書を提出する特定振替機関等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等又は適格外国仲介業者の名称及び所在地
三　当該所有期間明細書を提出する者が前号に規定する特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替社債等（その利子につき法第五条の三第一項の規定の適用を受けようとするものに限る。以下この項において「適用特定振替社債等」という。）の銘柄（社債、株式等の振替に関する法律第六十八条第三項第二号（第百十五条、第百十七条、第百二十条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第百九十四条第三項第二号（第二百五十一条第一項及び第二百五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する銘柄をいう。第五号において同じ。）
四　当該所有期間明細書を提出する者の適用特定振替社債等に係る所有期間（法第五条の三第一項に規定する所有期間をいい、当該所有期間の初日が当該適用特定振替社債等の利子の計算期間の初日以前である場合には、当該計算期間）
五　適用特定振替社債等の銘柄ごとの利子の支払年月日及びその利子の額（法第五条の三第一項の規定の適用を受けようとする額に限る。）
六　当該所有期間明細書を提出する者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所
七　その他参考となるべき事項

4　施行令第三条の二第十項に規定する申請書に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該申請書を提出する者の特定国外営業所等（非居住者又は外国法人が特定振替社債等の振替記載等を受けることとなるものに限る。）の所在地
二　前号に規定する特定振替社債等に係る当該申請書を提出する者の法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十五項に規定する特定振替機関等の営業所等の名称及び所在地
三　当該申請書を提出する者が国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有する場合には、これらの所在地
四　当該申請書を提出する者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所（当該届出をしていない場合にあっては、当該納税管理人に類する者の氏名及び国内における住所）
五　その他参考となるべき事項

5　施行令第三条の二第十項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　税務署長が、法第五条の三の規定に基づく措置を適正に実施しているかどうかを確認するために必要と認められる書類の提出を求めた場合に、遅滞なくこれを提出することを約する書類
二　非課税適用申告書の提出があつた場合に、法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十一項に定めるところにより同項に規定する確認を行うことを約する書類
三　その他参考となるべき書類

6　前条第三項、第五項から第七項まで、第十一項から第四十三項までの規定は、施行令第三条の二第十四項において準用する施行令第三条第二項から第六項まで、第九項、第十項、第十五項、第二十項から第三十一項まで、第三十三項から第三十八項まで、第四十項から第四十四項まで及び第四十七項から第四十九項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。